

法人用

消費税及び地方消費税の

申告書（簡易課税用）の書き方

税務署

- この「書き方」では、「消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）」と、これに添付する「付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用）」及び「付表5-(2)控除対象仕入税額等の計算表（経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用）」について、法人向けに一般的な事項を説明します。
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用して消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
 - ※ 簡易課税制度を選択していない法人又は簡易課税制度を選択していても基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円を超える法人は簡易課税制度を適用して申告を行うことはできませんので、「法人用消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方」をご利用ください。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 - ※ 国税庁では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所に設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスはwww.nta.go.jp）。

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1 自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

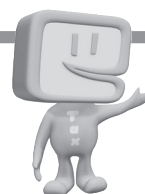
- 消費税、所得税、法人税、贈与税、印紙税及び酒税などの申告ができます。
- 法定調書の提出や、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出等ができます。

2 ダイレクト納付やインターネットバンキング、ATM等による納付ができます。

- 税務署や金融機関に向向くことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付手続など）。

詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）などe-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。



さらに便利で使いやすく。

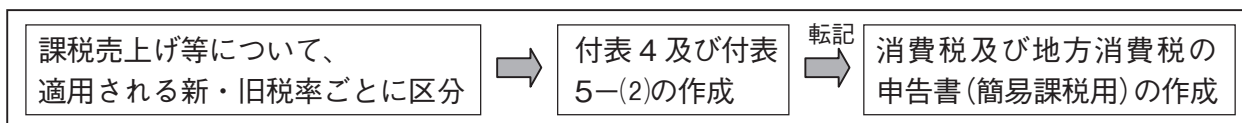
e-Tax

国税電子申告・納税システム

〈平成26年4月作成〉

《申告書の作成手順》

申告書の作成は、次の手順で行います。



(注) 旧税率（3%又は4%）が適用される課税売上げ等がない場合には、付表5を使用してください。これらの付表は税務署の窓口に備え付けてあります。また、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からもダウンロードできます。

❖ 作成した申告書は提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。

ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成23年9月）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

❖ 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、この規定は平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

❖ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

また、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

なお、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

I 課税売上げ等の金額の区分

申告書の作成に当たっては、この課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分します。

次に、課税売上高を第一種事業から第五種事業の種類ごとに区分します。

また、平成26年4月1日以後の取引（経過措置により旧税率が適用される取引を除きます。）については、税率6.3%の消費税とともに地方消費税が課されます。このため、事業の種類別の取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分します。

簡易課税制度の事業区分について

- 簡易課税制度では、事業区分によって、みなし仕入率が異なりますから、控除対象仕入税額を計算するためには、課税売上げを、第一種事業から第五種事業のいずれかの事業に該当するか区分しておく必要があります。なお、**事業区分は、取引（課税資産の譲渡等）ごとに行います。**
- 第一種事業から第五種事業についての具体的な区分方法としては次のような方法があります。
 - 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
 - 納品書、請求書、売上傳票、レジペーパーなどに事業の種類が分かるように売上げ内容を記載（客観的に区分できる程度の記号や番号の記載でも差し支えありません。）しておき、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
 - いくつかの事業場を持っていて、それぞれ1種類の事業だけを行っている場合、それぞれの事業場ごとの課税売上高を基礎として、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
- 事業区分をしていない場合、その区分していない課税売上げについては、区分していない事業のうち、みなし仕入率が最も低い事業に係る課税売上げとして計算することとなります。**
- 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率については、パンフレット「消費税のあらまし」をご参照ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。
また、国税庁ホームページでは、簡易課税制度に関する質疑応答事例も掲載しておりますので、ご参照ください。

簡易課税制度のみなし仕入率の見直しについて

原則として、平成27年4月1日以後開始する課税期間から、次のとおり改正されます。

- 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%⇒50%）
- 不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50%⇒40%）

詳しくは、パンフレット「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月版）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

設例

(株)国税商事の当課税期間（平成26年1月1日～12月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%）が適用された取引はありません。

項目	課税期間の 合計金額	うち 税率4% 適用分	うち 税率6.3% 適用分
1 課税期間中の売上高	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	43,890,000	10,890,000	33,000,000
うち 第二種事業	42,970,000	10,890,000	32,080,000
うち 第四種事業	920,000	—	920,000
(2) 免税売上高	1,000,000	—	—
2 売上対価の返還等の金額 （課税売上に係るもの（税込み））	2,000,000	500,000	1,500,000
うち 第二種事業	1,900,000	500,000	1,400,000
うち 第四種事業	100,000	—	100,000
3 貸倒処理した金額（税込み）	1,100,000	1,100,000	—
4 貸倒回収金額	200,000	200,000	—

II 付表4の作成（「課税標準額①」欄～「貸倒れに係る税額⑥」欄）

上記Iで区分した税率4%及び税率6.3%が適用されるものに区分した金額を基礎として、申告書付表4の「税率4%適用分B」欄、「税率6.3%適用分C」欄及び「合計D」欄を記載します。

（注）「控除対象仕入税額④」欄は、付表5-（2）で計算した金額を転記することとなりますから、付表5-（2）を作成した後で記載します。

■ 1 「課税標準額①」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{105}$ 又は $\frac{100}{108}$ を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率4%適用分①B

$$10,890,000 \text{ 円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{105} = 10,371,428 \text{ 円} \\ \Rightarrow 10,371,000 \text{ 円（千円未満切捨て）}$$

税率6.3%適用分①C

$$33,000,000 \text{ 円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{108} = 30,555,555 \text{ 円} \\ \Rightarrow 30,555,000 \text{ 円（千円未満切捨て）}$$

合計①D

$$10,371,000 \text{ 円} + 30,555,000 \text{ 円} = 40,926,000 \text{ 円}$$

■ 2 「消費税額②」欄

「1」で算出した課税標準額に4%又は6.3%を掛けて消費税額を計算します。

税率4%適用分②B

$$10,371,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 4\% = 414,840 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分②C

$$30,555,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 6.3\% = 1,924,965 \text{ 円}$$

合計②D

$$414,840 \text{ 円} + 1,924,965 \text{ 円} = 2,339,805 \text{ 円}$$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を処理した後の金額を明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）（以下「平成15年改正省令」といいます。）附則第2条第3項の方法）を適用する場合は、税込価格を合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額を控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額の累計額に $\frac{4}{5}$ 又は $\frac{6.3}{8}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成15年改正省令附則第2条第2項の方法（旧規則第22条第1項））を適用する場合は、本体価格を合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額の累計額に $\frac{4}{5}$ 又は $\frac{6.3}{8}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧規則第22条第1項の規定を適用することができます。また、同日以後は消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項《総額表示義務に関する消費税法の特例》の規定の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして②の経過措置が適用されます。

■ 3 「貸倒回収に係る消費税額③」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合に、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

税率4%適用分③B

$$200,000 \text{ 円（貸倒回収額）} \times \frac{4}{105} = 7,619 \text{ 円（1円未満切捨て）}$$

合計③D

7,619 円

■ 4 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率4%適用分⑤B

$$500,000 \text{ 円（売上対価の返還等の金額（税込み））} \times \frac{4}{105} = 19,047 \text{ 円（1円未満切捨て）}$$

税率6.3%適用分⑤C

$$1,500,000 \text{ 円（売上対価の返還等の金額（税込み））} \times \frac{6.3}{108} = 87,499 \text{ 円（1円未満切捨て）}$$

合計⑤D

19,047 円 + 87,499 円 = 106,546 円

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 5 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合には、その貸倒れに含まれる税額を記載します。

税率 4 % 適用分⑥ B

$$1,100,000 \text{ 円 (貸倒金額)} \times \frac{4}{105} = 41,904 \text{ 円 (1 円未満切捨て)}$$

合計⑥ D

41,904 円

Ⅲ 付表 5 ー(2)の作成

■ 1 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

(1) 「課税標準額に対する消費税額①」欄

税率 4 % 適用分① B

付表 4 の② B 欄から 414,840 円を転記します。

税率 6.3% 適用分① C

付表 4 の② C 欄から 1,924,965 円を転記します。

合計① D

付表 4 の② D 欄から 2,339,805 円を転記します。

(2) 「貸倒回収に係る消費税額②」欄

税率 4 % 適用分② B

付表 4 の③ B 欄から 7,619 円を転記します。

税率 6.3% 適用分② C

付表 4 の③ C 欄から転記します (設例の場合はありません)。

合計② D

付表 4 の③ D 欄から 7,619 円を転記します。

(3) 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

税率 4 % 適用分③ B

付表 4 の⑤ B 欄から 19,047 円を転記します。

税率 6.3% 適用分③ C

付表 4 の⑤ C 欄から 87,499 円を転記します。

合計③ D

付表 4 の⑤ D 欄から 106,546 円を転記します。

(4) 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

上記(1)から(3)までの金額を①+②-③の計算式により計算した金額を記載します。

税率4%適用分④B

$$414,840 \text{ 円} + 7,619 \text{ 円} - 19,047 \text{ 円} = 403,412 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分④C

$$1,924,965 \text{ 円} - 87,499 \text{ 円} = 1,837,466 \text{ 円}$$

合計④D

$$403,412 \text{ 円} + 1,837,466 \text{ 円} = 2,240,878 \text{ 円}$$

■ 2 1種類の事業のみを営む事業者の場合の控除対象仕入税額

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算します。

■ 3 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 「事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細⑥~⑪」欄

第一種事業から第五種事業に区分して計算します。

イ 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率4%適用分⑥B

$$10,890,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} - 500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} = 9,895,238 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分⑥C

$$33,000,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} - 1,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 29,166,667 \text{ 円}$$

合計⑥D

$$9,895,238 \text{ 円} + 29,166,667 \text{ 円} = 39,061,905 \text{ 円}$$

ロ 「第二種事業⑧」欄

税率4%適用分⑧B

$$10,890,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} - 500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} = 9,895,238 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分⑧C

$$32,080,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} - 1,400,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 28,407,407 \text{ 円}$$

合計⑧D

$$9,895,238 \text{ 円} + 28,407,407 \text{ 円} = 38,302,645 \text{ 円}$$

$$\text{(売上割合)} = \frac{\text{第二種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高(合計)}} = \frac{38,302,645 \text{ 円}}{39,061,905 \text{ 円}} = 98.056 \dots \% \geq 75\%$$

ハ 「第四種事業⑩」欄

税率 6.3%適用分⑩C

$$920,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} - 100,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 759,259 \text{ 円}$$

合計⑩D

759,259 円

$$(\text{売上割合}) = \frac{\text{第四種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高 (合計)}} = \frac{759,259 \text{ 円}}{39,061,905 \text{ 円}} = 1.943 \dots \% < 75\%$$

(2) 「(1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細⑫～⑰」欄

第一種事業から第五種事業に区分して計算します。

イ 「第二種事業⑭」欄

税率 4%適用分⑭B

$$10,890,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105} - 500,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105} = 395,810 \text{ 円}$$

税率 6.3%適用分⑭C

$$32,080,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} - 1,400,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 1,789,667 \text{ 円}$$

合計⑭D

$$395,810 \text{ 円} + 1,789,667 \text{ 円} = 2,185,477 \text{ 円}$$

ロ 「第四種事業⑯」欄

税率 6.3%適用分⑯C

$$920,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} - 100,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 47,833 \text{ 円}$$

合計⑯D

47,833 円

ハ 「事業区分別の合計額⑫」欄

税率 4%適用分⑫B

395,810 円

税率 6.3%適用分⑫C

$$1,789,667 \text{ 円} + 47,833 \text{ 円} = 1,837,500 \text{ 円}$$

合計⑫D

$$395,810 \text{ 円} + 1,837,500 \text{ 円} = 2,233,310 \text{ 円}$$

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

「原則計算を適用する場合」又は「特例計算を適用する場合」の該当する欄に計算結果を記載します。

イ 「原則計算を適用する場合⑱」欄

税率4%適用分⑱B

$$403,412 \text{ 円} \times \frac{395,810 \text{ 円} \times 80\%}{395,810 \text{ 円}} = 322,729 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分⑱C

$$1,837,466 \text{ 円} \times \frac{1,789,667 \text{ 円} \times 80\% + 47,833 \text{ 円} \times 60\%}{1,837,500 \text{ 円}} = 1,460,404 \text{ 円}$$

合計⑱D

$$322,729 \text{ 円} + 1,460,404 \text{ 円} = 1,783,133 \text{ 円}$$

ロ 「1種類の事業で75%以上⑲」欄

設例の場合、第二種事業の課税売上高（「⑱D」欄）が全体の課税売上高（「⑹D」欄）の75%以上を占めますから（前述Ⅲ3(1)ロ参照）、控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率（80%）を適用することができます。

（注）1種類の事業で75%以上であるかどうかについては、「⑹D」欄の事業区分別の合計額に占める「⑺D～⑲D」欄の各事業区分の金額の割合で判定することになります。

税率4%適用分⑲B

$$403,412 \text{ 円} \times 80\% = 322,729 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分⑲C

$$1,837,466 \text{ 円} \times 80\% = 1,469,972 \text{ 円}$$

合計⑲D

$$322,729 \text{ 円} + 1,469,972 \text{ 円} = 1,792,701 \text{ 円}$$

ハ 「上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額⑳」欄

上記イ又はロのいずれかから選択した金額を記載します。

設例の場合には、ロを選択します。

税率4%適用分⑳B

$$322,729 \text{ 円} \text{（付表4の「控除対象仕入税額④B」欄に転記します。）}$$

税率6.3%適用分⑳C

$$1,469,972 \text{ 円} \text{（付表4の「控除対象仕入税額④C」欄に転記します。）}$$

合計⑳D

$$322,729 \text{ 円} + 1,469,972 \text{ 円} = 1,792,701 \text{ 円}$$

（付表4の「控除対象仕入税額④D」欄に転記します。）

以上で付表5-(2)の作成は終了しますので、付表4の⑺～⑲欄に表示の計算式で計算した金額を記載します。

売上対価の返還等に係る消費税額③欄の金額が過大であることにより、控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額④欄の金額がマイナスとなる場合など、この書き方の記載例とは異なる記載が必要となる場合があります。

この場合の記載方法については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Ⅳ 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の作成

■ 1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

付表 4 及び付表 5-②の作成が終わったら、次のとおり申告書に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目		転記元項目等
課税標準額	①	付表 4 の①D（合計）欄の金額
消費税額	②	付表 4 の②D（合計）欄の金額
貸倒回収に係る消費税額	③	付表 4 の③D（合計）欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④ 付表 4 の④D（合計）欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤ 付表 4 の⑤D（合計）欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥ 付表 4 の⑥D（合計）欄の金額
	控除税額小計	⑦ 付表 4 の⑦D（合計）欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 4 の⑩D（合計）欄の金額（マイナスの場合）
差引税額（百円未満切捨て）	⑨	付表 4 の⑩D（合計）欄の金額（プラスの場合）
参考事項の「事業区分」欄（千円未満四捨五入）		付表 5-②の⑥～⑪欄の金額等

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します。

（注）税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されていません。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

(3) 「この課税期間の課税売上高⑬」欄

課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

$$\begin{aligned}
 & (10,890,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} + 33,000,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108}) \\
 & - (500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} + 1,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108}) \\
 & + 1,000,000 \text{ 円} = 40,061,905 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

(4) 「基準期間の課税売上高⑭」欄

この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）を記載します。

■2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

上記1と同様に、次のとおり申告書に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表4の⑬D(合計)欄の金額(マイナスの場合)
	差引税額(百円未満切捨て)	⑱	付表4の⑬D(合計)欄の金額(プラスの場合)
譲渡割額	還付額	⑲	付表4の⑯D(合計)欄の金額(マイナスの場合)
	納税額(百円未満切捨て)	⑳	付表4の⑯D(合計)欄の金額(プラスの場合)

(1) 「中間納付譲渡割額⑲」欄

中間申告した譲渡割額がある場合には、その金額の合計金額を記載します。

(注) 税務署から送付された申告書の「中間納付税額⑩」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されていません。

(2) 「納付譲渡割額⑳」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉑」欄

表示の計算により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■3 「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉒」欄の記載

$(① + ②) - (⑧ + ⑫ + ⑲ + ㉑)$ の計算式で計算した金額を記載します(還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください)。

■4 「納税地」欄等の記載

(1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。ただし、本店等の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。

(2) 「名称又は屋号」欄には、法人の名称を記載します。なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合は、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。

(3) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。

(4) 「自平成 年 月 日 至平成 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。

- (5) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の（ ）申告書」欄の（ ）には「確定」と記載します。
 なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

■5 「付記事項」欄等の記載

- (1) 「付記事項」及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付してください。

「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上の一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年財務省令第92号附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください。

- (2) 「①及び②の内訳」欄には、「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等に係る課税標準額及び消費税額を、それぞれの区分に応じた欄に記載してください。

- (3) 「⑰又は⑱の内訳」欄には、地方消費税の課税標準となる消費税額を「4%分」又は「6.3%分」の区分に応じた欄に記載してください。

- (4) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑳」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。

- (5) 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■6 「翌年以降送付不要」欄の記載

「翌年以降送付不要」欄（申告書用紙右上）は、市販の会計ソフトウェアを使用していること等により、翌年以降、税務署からの申告書用紙の送付を不要とする場合に○印を付してください。

- ⚠ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中にていねいに記入してください。

(記入例) ○良い例



×悪い例



G K 0 4 0 2

第27-(2)号様式

平成27年 2月 27日 神田 税務署長殿

納税地 千代田区神田錦町〇-〇
(電話番号 03 - 0000 - 0000)

(フリガナ) カフシキガイシャ コクゼイショウジ
名称又は屋号 株式会社 国税商事

(フリガナ) コクゼイ カズオ
代表者氏名又は氏名 国税 一夫

経理担当者氏名 大手 良夫

※ 一連番号 翌年以降送付不要

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 省略年月日

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自 平成 26 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 平成 26 年 12 月 31 日

中間申告 自 平成 年 月 日

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	40,926,000	03
消費税額	②	2,339,805	06
貸倒回収に係る消費税額	③	7619	07
控除対象仕入税額	④	17,927,010	08
返還等対価に係る税額	⑤	1,065,460	09
貸倒れに係る税額	⑥	41,904	10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	19,411,510	
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		13
差引税額(②+③-⑦)	⑨	4,062,000	15
中間納付税額	⑩		16
納付税額(⑨-⑩)	⑪	4,062,000	17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫		18
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑬		19
この課税期間の課税売上高	⑮	40,061,905	21
基準期間の課税売上高	⑯	39,728,402	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰		51
差引税額	⑱	4,062,000		52
譲渡割額	還付額	⑲		53
納税額	⑳	1,088,000		54
中間納付譲渡割額	㉑			55
納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒	1,088,000		56
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)	㉓			57
この申告書が修正申告である場合 確定譲渡割額	㉔			58
差引納付譲渡割額	㉕			59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	5,150,000		60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参事	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
考業	区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%					
	第1種	千円				36
	第2種	38,303		98	0	37
	第3種					38
	第4種	759		1	9	39
区分	第5種					42
計		39,062				
事項	特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40
①及び②の内訳	区分 課税標準額	消費税額				
	3%分	千円	円			
	4%分	10,371 千円	414,840 円			
	6.3%分	30,555 千円	1,924,965 円			
③又は④の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額					
	4%分	38,779 円				
	6.3%分	367,494 円				
還付を受ける機	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑱+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑬+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

-13-

付表4 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

(経過措置対象課税資産の
譲渡等を含む課税期間)

簡易

		課税期間	26・1・1~26・12・31	氏名又は 名称	株式会社 国税商事
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 10,371,000	円 30,555,000	円 40,926,000
消費税額	②	※付表5(2)の①A欄へ	※付表5(2)の①B欄へ 414,840	※付表5(2)の①C欄 1,924,965	※付表5(2)の①D欄及び申告書の②欄へ 2,339,805
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5(2)の②A欄へ	※付表5(2)の②B欄へ 7,619	※付表5(2)の②C欄へ	※付表5(2)の②D欄及び申告書の③欄へ 7,619
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④ (付表5(2)の⑤A欄 又は⑩A欄の金額)	(付表5(2)の⑤B欄 又は⑩B欄の金額) 322,729	(付表5(2)の⑤C欄 又は⑩C欄の金額) 1,469,972	(付表5(2)の⑤D欄又は⑩D欄の金額) ※申告書の④欄へ 1,792,701
	返還等対価に係る税額	⑤ ※付表5(2)の③A欄へ	※付表5(2)の③B欄へ 19,047	※付表5(2)の③C欄へ 87,499	※付表5(2)の③D欄及び申告書の⑤欄へ 106,546
	貸倒れに係る税額	⑥	41,904		※申告書の⑥欄へ 41,904
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	383,680	1,557,471	※申告書の⑦欄へ 1,941,151
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※①B欄へ	※①C欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※②B欄へ 38,779	※②C欄へ 367,494	406,273
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は申告書の⑧欄へ ※プラスの場合は申告書の⑨欄へ 406,273
地課 税 方 標 準 と な る 消 費 税 額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額) 38,779	(⑨C欄の金額) 367,494	406,273
	合計差引税額 (⑫-⑪)	⑬			※マイナスの場合は申告書の⑩欄へ ※プラスの場合は申告書の⑪欄へ 406,273
譲 渡 割 額	還付税額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100) 9,694	(⑫C欄×17/63) 99,165	108,859
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は申告書の⑫欄へ ※プラスの場合は申告書の⑬欄へ 108,859

課税期間	26・1・1～26・12・31	氏名又は名称	株式会社 国税商事
------	-----------------	--------	-----------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額	(付表4の②A欄) 円	(付表4の②B欄) 円	(付表4の②C欄) 円	(付表4の②D欄) 円
		414,840	1,924,965	2,339,805
貸倒回収に 係る消費税額	(付表4の③A欄)	(付表4の③B欄)	(付表4の③C欄)	(付表4の③D欄)
		7,619		7,619
売上対価の返還等 に係る消費税額	(付表4の⑤A欄)	(付表4の⑤B欄)	(付表4の⑤C欄)	(付表4の⑤D欄)
		19,047	87,499	106,546
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)		403,412	1,837,466	2,240,878

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)	※付表4の④A欄へ 円	※付表4の④B欄へ 円	※付表4の④C欄へ 円	※付表4の④D欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	売上 割合
事業区分別の合計額	円	円	円	※申告書「事業区分」欄へ 円	
		9,895,238	29,166,667	39,061,905	%
第 一 種 事 業 (卸 売 事 業)				※	%
第 二 種 事 業 (小 売 事 業)		9,895,238	28,407,407	38,302,645	98.0
第 三 種 事 業 (製 造 業 等)				※	
第 四 種 事 業 (そ の 他)			759,259	759,259	1.9
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等)				※	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額	円	円	円	円
		395,810	1,837,500	2,233,310
第 一 種 事 業 (卸 売 事 業)				
第 二 種 事 業 (小 売 事 業)		395,810	1,789,667	2,185,477
第 三 種 事 業 (製 造 業 等)				
第 四 種 事 業 (そ の 他)			47,833	47,833
第 五 種 事 業 (サ ー ビ ス 業 等)				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して含めている場合には、⑥から⑪の欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

(1/2)

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率 $\left(\frac{13 \times 90\% + 14 \times 80\% + 15 \times 70\% + 16 \times 60\% + 17 \times 50\%}{12}\right)$ ⑮	円	円	円	円
		322,729	1,460,404	1,783,133

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
$(7D/6D \cdot 8D/6D \cdot 9D/6D \cdot 10D/6D \cdot 11D/6D) \geq 75\%$ ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%) ⑰	円	円	円	円
		322,729	1,469,972	1,792,701

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 $(7D+8D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{13 \times 90\% + (12-13) \times 80\%}{12}$ ⑳	円	円	円	円
第一種及び第三種事業 $(7D+9D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{13 \times 90\% + (12-13) \times 70\%}{12}$ ㉑				
第一種及び第四種事業 $(7D+10D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{13 \times 90\% + (12-13) \times 60\%}{12}$ ㉒				
第一種及び第五種事業 $(7D+11D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{13 \times 90\% + (12-13) \times 50\%}{12}$ ㉓				
第二種及び第三種事業 $(8D+9D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{14 \times 80\% + (12-14) \times 70\%}{12}$ ㉔				
第二種及び第四種事業 $(8D+10D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{14 \times 80\% + (12-14) \times 60\%}{12}$ ㉕				
第二種及び第五種事業 $(8D+11D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{14 \times 80\% + (12-14) \times 50\%}{12}$ ㉖				
第三種及び第四種事業 $(9D+10D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{15 \times 70\% + (12-15) \times 60\%}{12}$ ㉗				
第三種及び第五種事業 $(9D+11D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{15 \times 70\% + (12-15) \times 50\%}{12}$ ㉘				
第四種及び第五種事業 $(10D+11D)/6D \geq 75\%$ ④× $\frac{16 \times 60\% + (12-16) \times 50\%}{12}$ ㉙				

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分(⑮～㉙)の内から選択した金額 ㉚	※付表4の④A欄へ 円	※付表4の④B欄へ 円	※付表4の④C欄へ 円	※付表4の④D欄へ 円
		322,729	1,469,972	1,792,701

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。